

第 9 6 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 1 月 2 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 113 号 議 案 宍 粟 市 太 陽 光 発 電 施 設 設 置 事 業 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 4 第 114 号 議 案 宍 粟 市 組 織 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 5 第 115 号 議 案 宍 粟 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 116 号 議 案 宍 粟 市 特 別 職 の 職 員 で 常 勤 の も の の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 117 号 議 案 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 118 号 議 案 宍 粟 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 6 第 119 号 議 案 宍 粟 市 税 外 収 入 金 の 督 促 手 数 料 及 び 延 滞 金 徴 収 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 7 第 120 号 議 案 宍 粟 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 8 第 121 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 122 号 議 案 宍 粟 市 起 業 家 支 援 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 10 第 123 号 議 案 波 賀 総 合 ス ポ ー ツ 公 園 等 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 124 号 議 案 ス ポ ニ ッ ク パ ー ク 一 宮 及 び 一 宮 ウ ッ デ ィ パ ー ク キ ャ ン プ 場 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 125 号 議 案 つ ち の こ ホ ー ル に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

- 第 126号議案 宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について
- 第 127号議案 土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について
- 第 128号議案 フォレストステーション波賀等に係る指定管理者の指定について
- 第 129号議案 伊沢の里等に係る指定管理者の指定について
- 第 130号議案 山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について
- 第 131号議案 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
- 第 132号議案 道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について
- 第 133号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 第 134号議案 たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
- 第 135号議案 山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 第 136号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 1 2 第 137号議案 第 2 次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更について
- 日程第 1 3 第 138号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 4 第 139号議案 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 1 5 第 140号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 141号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 142号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 143号議案 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 144号議案 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 145号議案 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 146号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 147号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2

号)

- 第 148号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第4号)
日程第16 第 149号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定
日程第 3 第 113号議案 宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定について
日程第 4 第 114号議案 宍粟市組織条例の一部改正について
日程第 5 第 115号議案 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 116号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第 117号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 118号議案 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 6 第 119号議案 宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
日程第 7 第 120号議案 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 8 第 121号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 第 122号議案 宍粟市起業家支援条例の一部改正について
日程第10 第 123号議案 波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定について
第 124号議案 スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
第 125号議案 つちのこホールに係る指定管理者の指定について
第 126号議案 宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について
第 127号議案 土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について
第 128号議案 フォレストステーション波賀等に係る指定管理者の指

定について

- | | | |
|---------|----------|------------------------------------|
| | 第 129号議案 | 伊沢の里等に係る指定管理者の指定について |
| | 第 130号議案 | 山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について |
| | 第 131号議案 | 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について |
| | 第 132号議案 | 道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について |
| | 第 133号議案 | 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について |
| | 第 134号議案 | たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について |
| | 第 135号議案 | 山崎文化会館に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 1 1 | 第 136号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 1 2 | 第 137号議案 | 第 2 次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更について |
| 日程第 1 3 | 第 138号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 1 4 | 第 139号議案 | 市道路線の認定及び変更について |
| 日程第 1 5 | 第 140号議案 | 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 10 号） |
| | 第 141号議案 | 令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 第 142号議案 | 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 第 143号議案 | 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 第 144号議案 | 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 第 145号議案 | 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 第 146号議案 | 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 第 147号議案 | 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 第 148号議案 | 令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 6 | 第 149号議案 | 宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について |
| 追加日程第 1 | 第 115号議案 | 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 |

例の一部改正について

- 第 116号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 117号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 118号議案 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 149号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について

出席議員（16名）

出席議員（15名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 山 下 由 美 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	13 番 浅 田 雅 昭 議員
14 番 実 友 勉 議員	15 番 林 克 治 議員
16 番 東 豊 俊 議員	

欠席議員（1人）

12 番 大 畑 利 明 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長 前 田 正 人 君	まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市民生活部長 平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長 世 良 智 君

産 業 部 長 名 畑 浩 一 君

一宮市民局長 上 長 正 典 君

千種市民局長 福 山 敏 彦 君

教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

建 設 部 長 富 田 健 次 君

波賀市民局長 坂 口 知 巳 君

会 計 管 理 者 太 中 豊 和 君

農業委員会事務局長 田 路 仁 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。第96回宍粟市議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御健勝にて御参集をいただきましたこと、市政発展において誠に御同慶に存じます。

さて、今、一大事となっております新型コロナウイルスの感染は、県内でも拡大をしており、市内においても感染が確認される中、大変な状況が続いております。

このような状況下で議場においては、扉等を開放し、換気に努め、マスクを正しく着用、一般質問については会派で調整し、質問時間においても配慮すること。また、議場における傍聴の方についても、入場者数の制限を行い、マスクの着用、検温の実施及び連絡先の記入をもお願いするなど、様々な感染防止対策の中で進めてまいります。

今期定例会は、本日より12月16日までの会期となっております、上程される議案は条例の制定について、条例の一部改正について、指定管理者の指定について、第2次宍粟市総合計画の変更についてなど、さらに、令和2年度一般会計・特別会計補正予算等多くの案件となっております。

先ほど申し上げました新型コロナウイルス、この感染防止対策の中での議事運びとなりますが、議員各位、市長はじめ当局の皆様には御理解の上、格段の御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

市長、御挨拶をどうぞ。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第96回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれ議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃の御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

拡大を見せる新型コロナウイルスの感染者は、昨日も龍野健康福祉事務所管内で新たに14人が確認され、累計の管内での感染者数は140人となったところであります。

市内の感染数におきましては、飲食店と介護施設で発生しましたクラスターの状況や学校園の報告、さらには感染者御本人からの申出など、市が把握する情報を統合して集計しますと、50人を超える感染者を数えており、予断を許さない状況が続いておるところであります。

市民の皆様には、濃厚接触の疑いがある場合は龍野健康福祉事務所から直接検査

受診の案内があります。案内がないということは濃厚接触の疑いがないと判断されているところでもあります。

なお、市民の皆様にはマスクの着用や手洗い、あるいは3密を避けるなど、個人でできる感染症対策をしっかりと実行していくことを改めてお願いしておるところであります。

さらには、誹謗中傷や個人を特定するような言動がない温かい地域であるよう啓発をしているところでもあります。

宍粟市は、医師会の協力の下、発熱者臨時診療所を設置し、万全の検査体制を整えておるところであります。また、今後におきましても、感染拡大防止に係る情報はプライバシーに配慮した上で、できる限り早期に発表していく方針としています。

11月末までの市主催の催しや会議の中止、さらに各団体等の事業の自粛要請も来月の15日まで延長することとしています。

議員各位におかれましても、コロナ対策につきまして御理解と御協力をくださいますよう改めてお願いするところでもあります。

さて、今定例議会におきましては、宍粟市組織条例の一部改正、一般会計補正予算など37議案の上程を予定しております。

議員各位には慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第96回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

大畑利明議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告3、本日市長から議案37件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

4番、西本 諭議員、5番、今井和夫議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月16日までの20日間に決定しました。

日程第3 第113号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第113号議案、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第113号議案、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、市内に設置する太陽光発電施設につきましては、平成29年6月に制定しました宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱において、事業者へ適正な設置と管理について指導等をしております。

今回、より明確な基準を定めることにより、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって市民の良好な生活環境を保全するため、本条例を新たに制定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

○ 1 1 番（飯田吉則君） それでは、第113号議案、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定についてに質疑をしたいと思います。

私自身が審査いたします委員会でありますので、大枠についてだけ見解を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、目的の部分につきまして、住環境への配慮及び自然環境への保護、こういうことに対してどのようにコントロールしていくのかということについて、見解を伺います。

また、土地所有者の責務の部分で所有者の判断を規定されております。この部分について、第三者や行政の客観的な判断が必要ではないかと考えるんですが、見解を伺います。

設置基準等のところでありますが、第8条の部分、施設基準について、別表第1に表してあるんですけれども、具体的に理解できる基準がきっちりと示されていないというふうに感じます。自治会等地域の皆さんがこれを理解して適正かどうかの判断を下すにはちょっと無理があるんじゃないかなという部分で、どのようにお考えかなと。

次に、近隣関係者の説明責任の部分、第9条の中にあります理解が得られるように努めなければならないと、この理解が得られるという部分について、どういう理解が得られるようにしていかなければならないのかという部分、ちょっとこの辺が抽象的な部分がありますので、この辺のところをどうお考えか。この辺についてお伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） それでは、飯田議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の目的の関係についてですが、本条例につきましては、太陽光発電を含む再生可能エネルギーについて、国策として事業推進が図られる中であって、土地の有効活用の方策として設置が進んでおりますが、本条例において設置に関しての可否や一律に過度な規制を行うものではございません。しかしながら、自治会や近隣関係者への説明や今回新たな施設基準を設け、設置者に指導・助言を行い対応していきたいと考えております。

次に、2点目の土地所有者の責務についてでございますが、本条例の趣旨を理解いただき、無秩序な設置などの際に注意を促すため、所有者としての責務を規定し

ております。

また、災害の防止等につきましては、市が本条例の施設基準及び関係法令により確認を行わさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の設置基準等についてでございますが、工作物の技術基準等については、電気事業法に基づき経済産業省の省令により、電気設備の技術基準が定められておりますので、本条例には規定はしておりません。なお、自治会を含む周辺住民の意向・要望を確認するため、設置に関し地域との対話を行うことを義務づけをさせていただいております。

次に、4点目の近隣関係者への説明についてでございますが、本条例における近隣住民の理解とは、私有地の使用に過度な制限を求めることになることから、同意までを規定するものではなく、近隣関係者への丁寧な説明と設置工事の内容及び維持管理について、地域の意向や要望に沿う事業の実施について求めているものでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 一応御説明いただきました。まず、この条例制定をずっと求めてきた立場といたしまして歓迎いたしております。そういう意味において、いろいろと皆さんのためになる部分、よくよく考えていきたいというふうに思っておりますので、今の回答を基に、また委員会の中で協議させていただいて、この条例がよりよいものになるように協力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第113号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4 第114号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第114号議案、宍粟市組織条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第114号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、宍粟市の重点施策である空き家対策及び定住対策、森林

環境を含めた環境政策、より迅速な危機管理の実施などを推進するため、また、変化する社会情勢に対応し、独自施策の打ち出しや政策実現の迅速化を図るため、限られた人員と財源の中で効率的な行政運営を可能とする組織機構の再編を行うものであります。

具体的な内容としまして、1点目は、政策及び危機管理をより迅速かつ適正に推進していくため、部局に市長公室を追加するものであります。

2点目は、まちづくり推進部を廃止し、市民生活及び市民活動に直結する業務である市民参画、市民協働、まちづくり施策及び地域づくりに関することなどは、市民生活部に移管することで、市民ニーズへ迅速かつ柔軟に対応しようとするものであります。

3点目は、特定空き家への対応や空き家の利活用などの空き家対策や関連が大きい定住施策を建設部へ移管することで、土地利用の推進やその他の住宅施策と併せて一元的な推進を図ろうとするものであります。

4点目は、宍粟市の環境政策は、森林環境と大きく関連していることもあり、環境政策と森林政策の一元的な推進を図るため、産業部へ移管するものであります。

なお、今後におきましても、社会情勢の変化に対応した宍粟市として、よりよい組織の在り方を引き続き検討していく考えであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

まず、組織を再編するのはなぜ今の12月議会条例改正のタイミングになったのか。

組織再編の方向性について、特に重点を置いた再編ポイントはあるのか。

組織の再編はどのような協議を経て決定されているのか。

以上、3点質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（前田正人君） 大久保議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。具体のところなんで、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今なぜ12月議会条例のタイミングになったのかという点なんですけども、行政課題に対応した組織の在り方につきましては、議会より様々な提案もいただいたところがございます。それぞれ12月議会において提案していきたいということも、市長がそのときに回答もしておりますので、ということが一つの原因であります。

それからまた、令和3年4月に向けて職員配置、またそれからそういう諸事務の整理等にも検討するのにある程度一定の期間が必要ということがありますので、本定例会に提案するものでございます。

それから、2点目の方向性について、特に重点を置いた再編のポイントはあるのかということなんですけども、先ほどの提案説明でも市長が申しましたとおり、まず、1点目につきましては、政策及び危機管理の迅速化かつ適正な推進を行うための市長公室の設置をすること。それから2点目につきましては、市民活動に直轄する業務を市民生活部に移管すること。3点目は、議会からも要望もありました空き家及び定住施策を一元化し、建設部に移管すること。4点目につきましては、環境政策と森林政策の一元的な推進を図るため業務を産業部に移管することでございます。

3番目の組織の再編はどのような協議を経て決定されているのかという点ですけども、部局長を対象とする行政運営方針や組織機構のヒアリングを基に、社会情勢に応じた体制とする組織の再編案を各部局長と確認しながら提案しているものでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 冒頭の市長の説明にもありました。社会情勢の変化、効率的な行政運営、危機管理の適正化を行うという市長の御説明もあって、今部長からのお話もありましたので、あとの詳細部分は委員会のほうで十分協議していただけたらというふうに思いますので、ここで質疑を終わります。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5 第115号議案～第118号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第115号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第118号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第115号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び第116号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、令和2年人事院勧告において期末手当の支給割合を引き下げる改定が行われたことを受け、本市の市長をはじめとする特別職及び議会議員の期末手当の支給割合について、宍粟市特別職報酬等審議会に諮問したところ、去る令和2年11月18日に人事院勧告同様に0.05か月分引き下げるべきとの答申をいただきましたので、この答申に基づき各条例を改正するものであります。

次に、第117号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、一般職の期末手当につきまして、本年度の12月期の支給割合を0.05か月分引き下げるとともに、次年度以降はその引下分を6月期及び12月期にそれぞれ案分し、減算する改正を行うものであります。

次に、第118号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員の期末手当に関し、準用する宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の支給割合が改定された場合の取扱いについて、任用条件をあらかじめ提示した上で、年度ごとに任用を決定する会計年度任用職員の任用上の特性に鑑み、当該年度の4月1日における期末手当の支給割合を適用するため、所要の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第115号議案から第118議案の4議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6 第119号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第6、第119号議案、宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第119号議案、宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、令和2年度税制改正における租税特別措置法等の改正に伴い、関係する条例を一括して改正するものであります。

改正の内容としましては、市中金利の実勢を踏まえ決定される延滞金の額の算定根拠である特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に改めたこと及び市中金利の下降により、延滞金の割合が0%となることがないように、制度が改正されたこと等に伴い、延滞金の特例の規定を有する各条例について、文言の整理等を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第119号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7 第120号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第7、第120号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第120号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正につつま

して、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、避難所として使用するスポーツ施設においては、新型コロナウイルス対策の一環として空調設備を整備し、安全性の確保に取り組んでいます。

今回の改正は、避難所として使用するとき以外の一般利用時における各施設の冷暖房使用料金について、整理するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第120号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第8 第121号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第121号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第121号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げ、対象世帯に給与所得者または年金所得者が合わせて2人以上いる世帯については、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えるものとする改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第121号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第9 第122号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第122号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第122号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在の宍粟市起業家支援条例による支援制度については、起業時の初期投資に係る助成が主なものとなっており、起業時に対する一時的な支援となっています。

今回の改正は、初期投資に限定した現行制度での支援内容を見直し、起業後のサポートとして専門家による経営相談の機会を用意する等の支援を加え、起業家の成長を促すことで地域産業の振興と雇用の拡大をさらに図れるように改正するものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第122号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第10 第123号議案～第135号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第123号議案、波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定についてから、第135号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についてまでの13議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第123号議案から第135号議案の指定管理者の指定に関する13議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しております指定管理者の指定につきましては、各指定管理施設における令和3年4月1日以降6年間の指定管理者を指定するものであります。

以下、各議案について概要を御説明いたします。

第125号、第127号から第132号及び第135号の8議案につきましては、指定管理者選定審議会に現在指定管理者に指定している団体等を引き続き次期管理者としたい旨を諮問し、審議いただきました結果、指定管理者として適正である旨の答申をいただきました。議案書にお示ししております各団体等を引き続き次期指定管理者として指定することにつきまして、提案するものであります。

次に、第123号議案につきましては、波賀総合スポーツ公園、波賀市民グラウンド、宍粟市波賀B&G海洋センター、波賀ふれあいサロンの4施設につきましては、現在直営にて施設管理を行っておりますが、平成28年7月から指定管理者制度により運営しております宍粟市千種B&G海洋センターと一体的に運営管理することで、管理運営費や経営手法の比較、民間が持つノウハウを生かした市民サービスの向上を図ることができることから、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、2団体の応募がありました。

このため、宍粟市指定管理者選定審議会における書類審査及びプレゼンテーションの採点方式による選定審査の結果、審査基準を満たしたものを優先交渉権者とするとして答申をいただきましたので、宍粟市千種B&G海洋センターの現指定管理者である株式会社スポーツプラザ報徳を次期指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。

次に、第124号、第126号、第133号につきましては、それぞれ公募による募集を行いましたところ、1団体ずつ応募があり、宍粟市指定管理者選定審議会から第123号議案と同様の答申をいただきましたので、スポニックパーク一宮及び一宮ウッドパークキャンプ場については株式会社ホープを構成団体とする神姫バスグループ共同事業体を、宍粟市千種ふれあいサロンについては株式会社ひな工房を、道の駅「ちくさ」につきましては社会福祉法人はなむらさき（後刻訂正発言あり）を次期指定管理者として指定することについて提案するものであります。

次に、第134号議案のたたらの里学習館につきましては、平成18年度から、ちくさ高原開発企業組合を指定管理者に指定し、運営しているところでありますが、ちくさ高原開発企業組合につきましては、ちくさ高原総合レクリエーション施設のみ

の運営としたいとの申出があったことから、宍粟市指定管理者選定審議会に次期指定管理者として公益社団法人宍粟市シルバー人材センターを指定したい旨の諮問をし、審議いただきました結果、現在業務の一部を担われていることから適正である旨の答申をいただきましたので、公益社団法人宍粟市シルバー人材センターを次期指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。

以上、指定管理者の指定に関する13議案について概要の説明を申し上げました。それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第123号議案から第135号議案までの13議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第11 第136号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第136号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第136号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、市川町外3ヶ市町共有財産事務組合の加入及び西脇多可行政事務組合との事務統合により、北播磨清掃事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第136号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第137号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第12、第137号議案、第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第137号議案、第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度に策定いたしました現行の第2次宍粟市総合計画の期間については、基本構想は平成28年度から令和7年度まで、前期基本計画は平成28年度から令和2年度までとなっており、平成30年度から宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会において基本構想の見直し、また、後期基本計画の策定に向け議論いただいております。

しかしながら、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年6月までの5か月間、当委員会が開催できず、委員会内での丁寧な議論やパブリックコメントを実施する期間等を考えますと、当初予定しておりました今議会での基本構想の見直し、また後期基本計画の策定に係る議案の上程には十分な時間が確保できないことから、当委員会からの答申を踏まえ、現行の第2次宍粟市総合計画の期間について、それぞれ1年間延長し、基本構想については令和8年度まで、前期基本計画につきましては令和3年度までとし、あわせてまちづくり指標については令和2年度目標値を令和3年度目標値に再設定しようとするものであります。

なお、現在、当委員会において議論いただいております第2次宍粟市総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画については、第2次宍粟市地域創生総合戦略の策定も含め、一体的に行っているところであり、計画及び戦略の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とする予定となっております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第137号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13 第138号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第13、第138号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第138号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画に計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、産業の振興に関する事業としまして、山崎市民局跡地を駐車場として活用するために、観光駐車場整備事業を追加計上し、その周辺の歩道等を整備するため、交通体系の整備に関する事業としまして、鹿沢2号線及び鹿沢5号線の市道2路線を追加計上するものであります。

本事業につきましては、過疎地域の発展と地域の活性化につながる事業であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第138号議案は、総務経済常任委員会に審査を付

託いたします。

日程第14 第139号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第14、第139号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第139号議案、市道路線の認定及び変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件の内容といたしましては、地元自治会からの要望により、4路線を新たに認定し、1路線を変更するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第139号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第140号議案～第148号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第15、第140号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）から、第148号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）までの9議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第140号議案から第148号議案までの補正予算9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講ずるとともに、「新しい生活様式として追加で対応する必要があるもの」に加え、令和2年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げる給与改定に伴い、人件費の補正

について予算計上するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、第140号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）ですが、歳入歳出にそれぞれ3億7,293万4,000円を追加し、補正後の総額を294億1,176万5,000円とするものであります。

そのうち人事院勧告に伴う給与改定のための補正額は940万5,000円の減額であります。歳出におきましては、新しい生活様式に対応するための追加事業としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、既に事業が完了した感染症対策の不用額を活用し、3密を回避するための観光として需要が増しているアウトドア施設の整備を行うための予算をはじめ、感染防止対策の一環として小中学校の衛生環境の改善を行うための事業費などを追加で計上しております。

その他、人事院勧告に給与改定分を除く主立った内容としましては、総務費では、旧山崎市民局跡地に観光駐車場を整備するため、周辺市道の改良工事に係る用地を購入するための事業費を計上しております。

商工費では、一宮温泉まほろばの湯の老朽化した設備の修繕を行うとともに、くみの里についても営業再開に必要な施設の整備を行います。

災害復旧費では、令和2年7月豪雨により被災した林道及び市道の災害復旧事業費を追加しております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、森林環境譲与税については、当初の見込みを上回るため、予算額の増額を行います。

感染症対策分以外の国県支出金では、令和2年7月豪雨により、林道施設の災害復旧工事費補助金を追加するほか、事業費の追加や追加内示に基づく整理を行っております。

寄附金では、波賀森林鉄道遺構を活用した地域の取組や、鳥獣被害防止対策事業への指定寄附金を計上しております。

繰越金は、令和元年度決算における実質収支額から9月議会で議決いただきました第8号補正予算において計上した残額の一部を計上しております。

市債では、観光駐車場整備に伴う市道改良工事に係る用地購入について、過疎対策事業債を活用することとしております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延長となった総合計画及び総合戦略策定事業のほか、一宮北部地域医療拠点施設整備事業や災害復旧事業など、工事の完了予定が会計年度を超える見込みのものについて、繰越明許費を計上して

おります。

また、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行います学校給食センターの一般廃棄物収集運搬処分業務委託をはじめ、次年度以降に整備を予定している事業など5件を追加することとしております。

次に、第141号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、各保険給付費に不足が見込まれる場合の対応として、保険給付費の項間の流用を可能とする条項を追加するものであります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ17万7,000円を減額し、補正後の総額を45億9,709万3,000円とするものであります。

次に、第142号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正及びマイナンバーカードを活用した資格確認を行うための整備費のほか、発熱者への設置として設置した臨時外来の診療日に、土曜日を追加することにより人件費の増額を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ165万2,000円を追加し、補正後の総額を2億4,138万3,000円とするものであります。

次に、第143号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金を支出するための予算を追加で計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ179万9,000円を追加し、補正後の総額を5億8,356万4,000円とするものであります。

次に、第144号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正及び保険給付費を精査して計上するほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、令和3年4月からの介護報酬の改定に向けたシステム改修を行うための事業費を追加することとしています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,377万2,000円を追加し、補正後の総額を50億1,042万3,000円とするものであります。

次に、第145号議案、令和2年度宍粟市訪問介護事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、県補助金を活用した新型コロナウイルス感染症対策として必要な設備の導入を行うための事業費を追加計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ90万円を追加し、補正後の総額を6,860万6,000円とするものであります。

次に、第146号議案、令和2年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、会計システムにおいて電子決済機能の追加を行うための事業費を追加計上しております。

また、県補助金の交付決定に伴い企業債との財源組替えを行っております。

支出補正額は、551万6,000円の増額とし、補正後の支出総額を25億6,936万3,000円としております。

債務負担行為につきましては、新水源地の運用を開始することに伴う水道施設浄水場等運転管理業務委託を計上しております。

次に、第147号議案、令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正としまして、支出補正額を11万3,000円の減額とし、補正後の支出総額を38億303万2,000円としております。

次に、第148号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、マイナンバーカードを活用した資格確認を行うための整備に係る事業費を追加で計上するものであります。

支出補正額は、278万6,000円の減額とし、補正後の支出総額を48億3,052万3,000円としております。

また、債務負担行為につきましては、事業系廃棄物収集運搬処分業務委託を計上しております。

以上、補正予算9議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 第140号議案、宍粟市一般会計補正予算（第10号）について、質疑させていただきます。

歳出の部分で、観光振興費第18節の感染防止対策施設整備事業補助金について、お伺いします。

この補助金につきましては、事業完了に伴う精査という形で570万9,000円の減額となっております。しかし、11月6日の産業部委員会資料によりますと、10月30日現在で飲食事業者のこの補助事業実施が24件ということになっております。予算執

行率が42.7%、そういう報告でありました。これを見る限り、感染防止対策が十分に行われているとは言い難いと考えるところです。

しかし、現在、宍粟市では新型コロナウイルス感染症の状況を見るとき、飲食関連事業者へさらなる対応を望むべきところではないかと考えます。この減額は新たな施策を考えた上での減額であるのか、お伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 事業推進の具体的な御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

飯田議員の補正減額は新たな施策を考えた上での減額なのかといった問いに答えさせていただきます。

本補助金につきましては、県との連携事業として実施してきたもので、9月末をもって事業のほうは完了しております。完了した本事業の未執行額を減額としたものでございます。

当市における新型コロナウイルス感染症の現状から飲食店等の感染防止対策は重要であり、現在この事業に続く施設整備事業に対する支援について、新たな事業展開を現計予算にて進めているところでございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第140号議案から第148号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第16 第149号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第16、第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

去る10月21日に雇用創生協議会問題に関する検証委員会の答申書の提出を受けました。その中で不正行為・不適正な会計支出に関わった者に第一の責任があることは当然であるが、本市には雇用創造事業への理解不足及び同事業における本市の立場について理解不足など相応の責任があること、また協議会の会長として相応の責任もあるとされております。

これらのことから、市長については3か月間の給料及び12月支給の期末手当について20%の減額を行い、副市長については職員を総括的に管理すべき立場での責として、3か月間の給料及び12月支給の期末手当について10%の減額を行おうとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について、質疑させていただきます。

この条例は、12月から2月までの3か月間及び12月の期末手当を市長は20%、副市長は10カットする内容だが、この減額の基準は何なのか。

続きまして、民間事業等では、全容解明が終わり責任の所在をはっきりさせて、再発防止策等を講じて、その上で処分を行う、そういったのが通常行われる処分のタイミングだとは思いますが、なぜこれが今このタイミングで出されているのか。

あと、この二重処罰の禁止の原則で考えると、雇用創生協議会の問題に関しては、これはもう一連の処分を行ったという考えなのか。

以上、三つの点に関して質疑させていただきます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 3点の御質問であります。基準ということではありますが、何なのかという御質疑で、なかなかこのような同種の事件はいろいろと調査をしましたが、見当たらない状況であります。また、他市町や、あるいはいろんなところの事案も勘案する中でということもあつたところではありますが、今回のことを含めて私自身、あるいは副市長と相談して決めたものであります。

次に、タイミングということではありますが、先ほどの提案理由でも申し上げたとおり、10月の21日に検証委員会から、発生原因は第一に不正行為、あるいは不適正な会計支出に関わった者にあることは当然であるが、市と市長の理解不足を指摘する答申を受けたところであります。このことを厳粛に受け止め、今回減額条例を提案するに至つたということでもあります。

3点目は、雇用創生協議会の問題に関して処分を行ったという考えなのかと、こういうことではありますが、答申の中にもありましたとおり、不正を行った者は断じて許さないと、こういう強い姿勢を示すために実現可能な法的措置を含めた毅然とした対応を実施されたいと、このように示されております。あわせて再発防止策もしっかりしなさいと、こういうことでもあります。

このことにつきましては、議員協議会でも申し上げたとおり、年内にこの対応をしていきたいと、このように考えておるところであります。そのことに全力を挙げ、取り組みたいと、このように現段階では考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 先ほどの答弁であと1点だけ確認させていただきたいのは、この処分、先ほど市長も言われましたが、この減額基準に関しては市長と副市長が相談されて決められたと。部局長会とかでそういう協議をされたとか、そういったのは一切なかったということなんですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） はい、そのとおりでありまして、私と副市長とで相談して、非常に私自身も重いことを課さないかんとということで、今回提案をさせていただいたところでもあります。

○議長（東 豊俊君） よろしいですか。はい。

それでは、続いて、11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 私も津田議員と同様の質問になってしまうわけですが、今回の決定過程、どのような過程を経て決定をしたのかという、その説明が必要じゃないかなというふうに考えておりました。

また、この雇用創造事業の委託金返済、こういうことが先決ではないかと。また、当該議案の全容解明と、それに伴う責任の所在について明確にすること。再発に向けての対応策の策定、このことが検証委員会からまず求められておることではないかというふうに考えるんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど津田議員の御質問にもお答えしたとおりではありますが、特にどのような経過を経て決定したのかと、こういうところではありますが、先ほど申し上げたとおり、基本的には検証委員会から発生原因が第一には不正行為・不適正な会計支出に関わった者にあることは当然やけども、市と、あるいは市長の理解不足等を指摘する答申を受けたところでもあります。このことを厳粛に私としても受

け止め、今回、副市長と相談してこういった減額条例を出させていただいたと、こういうことでもあります。

次に、全容解明あるいは再発防止対策、これは当然のことでありまして、そのことは市長として当然そういったことの対応は年内にということ、このようにお答えをしたところであります。

今後、そういうことを受けながら再発防止策を早急を含めて提示できるように、今現在努力しておるところであります。

次に、3点目の質問はあったのかなかったのか分かりませんが、なかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。一緒ですか。はい。

申し訳ありません。検証委員会の答申内容を反映されてないのかということですが、この条例は私自身、あるいは副市長の減額条例でありまして、基本的には条例に反映するというのはなかなか難しいと、こういうことではありますが、当然その条例には反映できないわけではありますが、考え方としては、検証委員会の答申内容につきましては、特に1点目のことと重複しますが、やっぱり発生原因が第一に不正行為や不適切、そのことは当然ではありますが、繰り返しになりますが、市と市長の理解不足等を指摘する答申を受けて、非常に私としては厳しい内容というふうに捉えて、今回、条例として提案をさせていただいたところでありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 今回のこの市長からの申出ということになるろうかと思うんですけども、このことについて、これを否定するわけでも何でもないんですけども、やはり検証委員会から出されたことに対して、取組がちょっとまだまだ遅いんじゃないかなというふうに考えます。やっぱりそれをまずやって、その後で自分に対してのこういうことを考えていくというのが先決じゃないかなというふうに思いますので、今回、こういうことについて、もう一度考えてみたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 遅いと言われれば、そうかも分かりませんが、協議会でも御説明申し上げたとおり、1点目の法的な手段につきましては、それなりに議員の皆さんにも御理解いただきたいと、決して緩んでおるわけではないと、何とか年内にということでもあります。

それから、再発防止策につきましても、そのような検証委員会からの指摘を受け

て、今そのことを十分捉えて、できるだけ年内に早くまた議員の皆さんも含めて市民にも公表したいと、こういうことでは、これまでも申し上げたことでありまして、このことには変わりないところであります。

しかし、私自身のこのことにつきましては、今回条例提案させていただくことにつきましては、御承知のとおり、それぞれお互いに任期があることでありますので、次の議会というわけにはなかなかいかないということでもありますので、現段階での私自身の考えをこのように表させていただいたところであります。それは是か非かは別にしまして、それぞれお酌み取りいただいたらありがたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） よろしいですか。はい。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第149号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前11時30分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第133号議案の提案説明におきまして、指定管理者の団体名を言い間違いをいたしましたので、訂正をさせていただきます。

正しい名称は、社会福祉法人はなさきむらであります。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいま総務経済常任委員長から第115号議案から第118号議案までの4議案及び第149号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第115号議案から第118号議案の4議案及び第149号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第115号議案から第118号議案までの4議案及び第149号議案を日程に追

加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 32 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第 1 第 115 号議案～第 118 号議案、第 149 号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第 1、第115号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第118号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてまでの 4 議案及び第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本 5 議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） それでは、報告をいたします。

本日審査付託のありました、第115号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から、第118号議案、宍粟市会計年度任用職員給与等に関する条例の一部改正についてまでの 4 議案及び第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についての 5 議案につきましては、第16回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

まず、第115号議案及び第116号議案の主な内容は、期末手当支給割合について、宍粟市特別職報酬等審議会の答申を受け、現行の支給割合から0.05月引き下げる所要の改正を行うものです。

第117号議案の主な内容は、令和 2 年人事院勧告を踏まえ、国の制度に準拠するという考えの下、一般職の職員の期末手当支給割合を0.05月引き下げる所要の改正を行うものです。

次に、第118号議案の主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例改正に準じ、令和 3 年 4 月から会計年度任用職員の期末手当支給割合を改正するものです。

次に、第149号議案の主な内容は、令和 2 年12月 1 日から令和 3 年 2 月28日までの間における市長及び副市長の給料及び12月支給の期末手当について、市長におい

ては20%の減額、副市長においては10%の減額を行うための条例を制定するものです。

審査の中で委員からは、雇用創生協議会問題に関する検証委員会の答申内容にある法的措置や再発防止策などについて、早期の対応を求めるとの意見がありました。

慎重に審査しました結果、第115号議案から第118号議案までの4議案及び第149号議案についての5議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第149号議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第149号議案、市長等給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の議案は、12月から2月までの3か月間及び12月の期末手当を市長は20%、副市長は10%カットとする内容の条例の制定を求める議案ですが、処分を下す前にこの事案の全容解明と、何が原因でこのような結果になったのか、それに対する対策が示され、きちんとした対策書が出され、責任の所在を明確にした上での処分を行う必要があると考えます。

返還金の話は別として、市としての関わり方で具体的に何が悪く、今後どうすべきなのか、その辺を真剣に考えた上での処分なら分かりますが、今は時期尚早と判断します。

まずは全容解明に向けての取組と、再発防止策の作成です。それからの処分がいいと考えます。そうでないと、この処分が適切なのかの判断もできません。まずはそれらを優先させるべきと申し添え、反対討論といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、西本 諭議員。

○ 4 番（西本 諭君） 4 番、西本でございます。第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についての議案に賛成の立場で討論を行います。

今回の議案に関しては、雇用創生協議会に関する市長の行政判断が宍粟市民に大きな不安を与える事態となっていることについての対応であります。

雇用創生協議会の検証委員会が指摘する報告書にも実践型地域雇用創生事業への理解不足、本市及び市長の立場の理解不足、協議会設立に当たっての調査・検証不足、本市の責任感の不足、本市のチェック体制の不足、本市の事業内容への理解不足等々が指摘されている中で、市当局は今後宍粟市民への信頼回復に最大限の努力をする必要があります。

しかし、本条例が可決されても雇用創生協議会の不正問題は一切解決しない、したがって、早期に具体的な解決策に踏み出し、滞納金の問題、法的措置の問題、再発防止策に最大限の努力と結果を強く求めて、第149号議案に賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

11番、飯田吉則議員。

○ 1 1 番（飯田吉則君） 私からは、第149号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、宍粟市雇用創生協議会問題で市の対応を調査した検証委員会から市長としての責任を指摘されたことを受け、市長自身の給料の2割を12月から3か月間減給し、12月の期末手当も2割削減するというもので、副市長においても同様に1割削減するものですが、今回の事案の発生について、市及び市長に相応の責任があるとの指摘があった検証委員会の答申を反映しているものとは考えられません。市長は不正を働いた者への法的措置を年内に取ること、再発防止策も年内に策定することなどを表明されておりますが、いまだにそこに至っていない状況の中で、自身の責任を取るということを先に実行しようとするのは、いかなるものかと考えるものです。

今、成すべきことは返還請求金及び延滞金の早期返還と検証委員会から指摘を受けた事業内容の理解やチェック体制などについて、今後の再発防止策を早急に構築することであると考えます。

市長の責任については、自身が課すべきものなのかについても議論のあるところではないかと考えることから、この議案には賛成することはできません。

議員各位の賢明なる判断をお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第115号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第116号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第117号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第118号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第149号議案を採決いたします。

第149号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第149号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第149号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時45分 散会)